

特別福祉手当

ことし9月から重度の精神薄弱と重度の身体障害が重複している人を監護する父母に対して特別福祉手当として、月3000円が支給されます。

支給対象の障害程度の範囲は、
(1)重度精神薄弱と重度肢体不自由の重複障害
(2)重度精神薄弱と重度視覚障害の重複障害
(3)重度精神薄弱と重度聴覚障害の重複障害
(4)重度精神薄弱と重度内部障害の重複障害

上記の障害であり、毎日のくらして特別の介護を必要とするものです。

▼支給されない条件

- (1)老齢福祉年金と障害福祉年金以外の公的年金をうけているもの
- (2)受給者の配偶者と扶養義務者の所得が政令で定める額以上のとき。
(児童扶養手当と特別児童扶養手当の所得制限と同じ)

(3)特別障害者が施設に入所しているとき。

▼認定請求手続については
障害福祉年金と特別児童扶養手当受給者またはその他該当すると思われる保護者の方は、福祉事務所社会係へ早急にお問い合わせください。9月中に申請すれば9月分より認定されます。

児童扶養手当及び 特別児童扶養手当

区	分	改	正	後	
手	年	月	49	9	月から
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当					
月					
額					
支					
給					
要					
許					
金					
手					
当</					

